

諮問庁：農林水産大臣

諮問日：平成31年1月15日（平成31年（行情）諮問第16号）

答申日：平成31年3月28日（平成30年度（行情）答申第552号）

事件名：特定の公務災害補償に関し特定日以降に起案決裁された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「農林水産研修所特定部署の前非常勤職員特定個人にかかる公務災害補償に関する文書で特定日以降に起案決裁された文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年12月11日付け30農修第228号により農林水産研修所長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

審査請求人は、平成30年12月12日、処分庁から同月11日付け30農修第228号に記載する処分を受けた。

農林水産研修所特定部署の非常勤職員であった特定個人が特定年月日A勤務中に発生した公務災害にかかる補償に関する文書であり、その特定部署における庶務一般に関する事務を審査請求人が担当していた。

当該災害発生時より、審査請求人は職務として特定個人の災害補償の事務手続を行い、特定年月日Bに起案された公務災害補償に関する文書までは、文書管理システムにて審査請求人にも起案同報がされていた。しかし、突然、特定年月日C以降、審査請求人宛て起案同報がなくなりました。

また、被災者である特定個人の療養補償請求の車いすについて、特定年月日Bまでに起案がされておらず、当初の特定年月日Dから6か月以上が経過していることも補償事務主任者（総務課長）へ照会しております。この公務災害に関する情報提供について、幾度も補償事務主任者へ照会しているが、具体的な回答がない。本来であれば、特定年月日Bまでの起案同報の様に閲覧を可能とするべきところ、前記したとおり回答に応じないた

め開示請求を行った。

法5条1号本文に該当する情報であっても、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行にかかる情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容にかかるものについては、同号ただし書八により不開示情報から除外されている。

この点については、一般に審査請求人が作成に関与した行政文書について、職務遂行にかかる情報に該当すると考えられることから、本件対象文書は、開示すべき情報である。

法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であり、開示請求者の個別事情により開示・不開示の判断が左右されるものではないが、開示請求者の個別事情は、開示請求の契機となるものである。人は何の動機も目的もなく請求するものではないからである。それが、自然な考え方である。

そうであれば、開示請求者の個別事情を一般化することが必要となる。公務員は国民全体の奉仕者であり、奉仕を受ける立場の国民は、一体誰が責任を持って公務上の職務を遂行しているのか知る権利があり、これは誰しも同じである。

療養補償、休業補償等の個々具体的な補償の給付やその前提となる被災職員等からの請求に対する対応等については、できる限り被災職員等に近いところでこれらの業務を行うことにより、効率的で迅速な業務処理が図れるものと考えられる。また、各職場レベルできめ細かな対応を行うことにより、被災職員等の利便性の確保にもつながる。

なお、特定個人へ確認したところ、車いすの補償については、支給があったことを確認している。

このことから、当該行政文書の存否を明らかにしないで不開示とした処分（原処分）について、取り消すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

平成30年11月5日付け（同月12日接受）で、法3条に基づき、審査請求人から、本件対象文書について開示請求（以下「本件開示請求」という。）が行われた。

本件開示請求に対して、処分庁は、開示請求があった行政文書の存否を答えるだけで、法5条1号に規定する、個人を識別することができる情報を開示することと同様の結果が生じるため、法8条の規定により不開示決定（存否応答拒否）を行い、審査請求人に対し、その旨通知した（平成30年12月11日付け30農修第228号）。

この原処分について、農林水産大臣（以下「諮問庁」という。）に対し、平成30年12月14日付け（同月17日接受）で、行政不服審査法（平

成26年法律第68号)2条に基づき、審査請求人から、不開示決定を取り消し、本件対象文書の開示を求める趣旨の審査請求(以下「本件審査請求」という。)があった。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に至る経緯は、上記1に記載したとおりであるが、本件審査請求について、諮問庁としては、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせず、不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

その理由については、以下に記載する。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、仮に存在するとすれば、特定個人に係る国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)に基づく療養補償等の給付に関する文書である。

(2) 不開示情報該当性について

法8条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」としている。

審査請求人は、法5条1号ただし書ハを引用し、一般に審査請求人が作成に関与した行政文書は、職務遂行にかかる行政情報に該当すると考えられ、本件対象文書は開示すべき情報であると主張する。

しかしながら、本件審査請求に係る開示請求は、そもそも、特定個人に係る国家公務員災害補償法に基づく療養補償等の給付に関する文書の開示を求めるものであり、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定個人に係る国家公務員災害補償法に基づく療養補償の給付請求等が行われた事実の有無が明らかとなるものであり、開示・不開示の判断に当たり、審査請求人の主張する、国家公務員等の職務遂行にかかる情報いかに考慮する必要はないと考える。

また、審査請求人は、審査請求書(上記第2の2)のとおり、当該行政文書の存在を明らかにしないで不開示とした処分を取り消すべきとも主張するが、特定の情報を承知している者からの開示請求である場合を含め、開示請求者が誰であるかは考慮されず、開示・不開示の判断に当たっては、いずれも、本件対象文書が法5条1号ただし書イないしハマで掲げる情報に該当する根拠とはならないと考えられるため、開示・不開示の判断を左右するものではない。

このように、審査請求人の主張を考慮しても、本件審査請求に係る開示請求については、法8条の規定に基づき、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで不開示とすべきものとする。

4 結論

以上により、諮問庁としては、処分庁が行った原処分について、処分庁の判断は妥当であり、原処分を維持することが適当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年1月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月15日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年3月7日 審議
- ⑤ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を維持することが適当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、農林水産研修所特定部署の非常勤職員であった特定個人の公務災害補償に関し、特定日以降に起案決裁された文書の開示を求めるものであり、その存否を答えることにより、特定個人に係る国家公務員災害補償法に基づく療養補償の給付請求等が行われたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなるものと認められる。

(2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そして、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

また、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、法5条1号ただし書ハの規定に基づき、本件対象文書を開示すべきである旨主張するが、特定個人が国家公務員災害補償法に基づく療養補償の給付請求等を行うことは、職務の遂行ではないことから、同号ただし書ハに該当するとはいえない。

(3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明

らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子